

## 東浦町景観条例（案）の概要

### 1 目的（第1条）

景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本町の特性を生かした良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、魅力ある景観の保全、活用及び創造に寄与することを目的に制定するものです。

### 2 定義（第2条）

この条例において使用する用語は、法律において使用する用語の例とします。

### 3 町の責務（第3条）

- (1) 良好な景観の形成を推進するため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとします。
- (2) (1)の施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならないものとします。
- (3) 公共施設の整備を行う場合には、良好な景観を形成するために先導的役割を担うよう努めなければならないものとします。

### 4 町民及び事業者の責務（第4条）

良好な景観の形成に寄与するよう努めるとともに、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとします。

### 5 景観計画（第5条）

景観法第8条第1項の規定に基づく良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」といいます。）を定めるものとします。

### 6 景観計画への適合（第6条）

届出を行った者は、その届出に係る行為を景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合させなければならないものとします。

### 7 景観形成重点区域（第7条）

- (1) 景観計画区域において、良好な景観の形成を図るため特に必要があると認める区域を景観形成重点区域（以下「重点区域」といいます。）として指定することができるものとします。
- (2) 重点区域に関する事項を景観計画に定めるものとします。
- (3) 重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、東浦町景観審議会の意見を聴かななければならないものとします。

- (4) 重点区域を指定するときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとします。
- (5) 町長が、必要と認める場合は、重点区域を変更し、又は重点区域の指定を解除することができます。
- (6) (3) から (5) までの規定による重点区域の変更又は重点区域の指定の解除について準用します。

## 8 事前協議 (第8条)

- (1) 届出を行おうとする者は、当該届出を行う前に、当該届出に関する事項について、町長に協議しなければならないものとします。
- (2) (1) の協議 (以下「事前協議」という。) を申し出る者 (以下「事前協議者」という。) は、規則に定めるところにより、事前協議書を町長に提出しなければならないものとします。
- (3) (2) の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容について、景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に基づき協議を行うものとします。
- (4) 事前協議が終了したときは、事前協議者に対し、書面でその旨を通知するものとします。

## 9 条例で定める届出を要する行為 (第9条)

景観法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1に掲げる行為とします。

## 10 届出の方法 (第10条)

届出を行う者は、規則で定める書類を当該届出に添付しなければならないものとします。

## 11 助言又は指導 (第11条)

町長は、事前協議又は景観法第16条第1項若しくは第2項に規定する届出を行った者に対し、景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合するよう必要な助言又は指導をすることができるものとします。

## 12 条例で定める届出の適用除外行為 (第12条)

景観法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とします。

## 13 特定届出対象行為 (第13条)

景観法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げるものとします。

- (1) 景観法第 16 条第 1 項第 1 号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕に限る。）若しくは模様替（同条第 15 号に規定する大規模の模様替に限る。）又は色彩の変更（大規模の色彩の変更に限る。）
- (2) 景観法第 16 条第 1 項第 2 号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕（大規模の修繕に限る。）若しくは模様替（大規模の模様替えに限る。）又は色彩の変更（大規模の色彩の変更に限る。）

#### 14 勧告及び命令の手続等（第 14 条）

景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告又は景観法第 17 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認められるときは、東浦町景観審議会の意見を聴くことができるものとします。

#### 15 勧告に従わない場合の措置（第 15 条）

景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が、良好な景観の形成のために必要な措置を行わないと認められるときは、次の事項を公表することができるものとします。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 当該勧告に係る行為の場所及び概要
  - (3) 当該勧告の内容
- 2 前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないものとします。

#### 16 景観重要建造物の指定等の手続（第 16 条）

景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ東浦町景観審議会の意見を聴かなければならないものとします。

- 2 景観重要建造物の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとします。
- 3 前 2 項の規定は、景観法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用するものとします。
- 4 前項の規定により準用する第 1 項の規定は、法第 19 条第 3 項に規定する建造物に該当するに至ったときにおける法第 27 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定の解除については、適用しないものとします。

#### 17 景観重要建造物の管理方法の基準（第 17 条）

景観法第 25 条第 2 項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として条例で定めるものは、次に掲げるものとします。

- (1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないよう行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。

#### 18 景観重要樹木の指定等の手続（第18条）

景観法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ東浦町景観審議会の意見を聴かなければならないものとします。

- 2 景観重要樹木の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとします。
- 3 前2項の規定は、景観法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用するものとします。
- 4 前項の規定により準用する第1項の規定は、法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときにおける法第35条第1項の規定による景観重要樹木の指定の解除については、適用しないものとします。

#### 19 景観重要樹木の管理方法の基準（第19条）

景観法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準として条例で定めるものは、次に掲げるものとします。

- (1) 剪定<sup>せん</sup>その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のため必要な措置を講ずること。

#### 20 景観アドバイザー（第20条）

良好な景観の形成を推進するため、東浦町景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を設置することができるものとします。

- 2 景観アドバイザーは、景観計画で定める良好な景観の形成に関する事項に関し、調査又は専門的な助言若しくは指導を行うものとします。
- 3 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、町長が任命します。
- 4 景観アドバイザーの任期は、2年とします。ただし、景観アドバイザーが欠けた場合における補欠の景観アドバイザーの任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 景観アドバイザーは、再任されることができます。
- 6 景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も、同様とします。

## 21 助成等（第 21 条）

良好な景観の形成に寄与すると認められる行為等を行う者に対し、予算の範囲内において当該行為等に要する費用の一部を助成し、又は技術的支援を行うことができるものとし、

- 2 前項の規定により助成し、又は技術的支援を行おうとするときは、あらかじめ東浦町景観審議会の意見を聴かなければならないものとし、

## 22 表彰（第 22 条）

良好な景観の形成に特に寄与していると認められる建築物、工作物（建築物を除く。）、屋外広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができるものとし、

- 2 良好な景観の形成に特に寄与していると認められる活動を行う者を表彰することができるものとし、
- 3 前2項の規定により表彰をしようとするときは、あらかじめ東浦町景観審議会の意見を聴かなければならないものとし、

## 23 景観審議会（第 23 条）

町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項を調査審議するため東浦町景観審議会（以下「審議会」という。）を置きます。

- 2 審議会は、委員 5 人以内で組織します。
- 3 委員は、良好な景観の形成に関して専門的知識及び経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから町長が任命します。
- 4 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 委員は、再任されることができます。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も、同様とします。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

## 24 委任（第 24 条）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとし、